

公共事業環境配慮書

建設部 道路建設課

事業名称		
事業名	社会資本整備総合交付金(道路)事業	
整理番号	28-2	
事業の種類	道路(国道、県道、農道、林道)の新設・改築 及び街路の整備	
市町村名	飯田市	
箇所名	下久堅バイパス	
事業年度	平成26年度～平成33年度	
事業概要		
目的	現道が幅員狭小、線形不良であり交通に支障を来しているため、バイパス整備により円滑な車両交通を確保するとともに、安全性と地域間アクセスの向上を図る。	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	道路築造工 L=3,200m W=6.0(7.5～9.75)m	
関連する事業計画	なし	
その他特記事項	なし	
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況	なし	
土地利用規制の状況	農地法の農地または採草放牧地 河川法の河川区域または河川保全区域	地すべり等防止法の地すべり防止区域 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地
その他		
社会的要素		留意すべき地域の概況
交通の現況	交通量は2,108台/日である	
土地利用の現況	山地・丘陵である	
生活関連施設の現況	全体的には住居が点在しており、起点付近には住居、店舗が集中している。	
その他		
自然的環境要素		環境配慮の方針
大気環境	留意すべき地域の概況	生活関連施設がある
	【大気汚染の防止】	
	・交通流の円滑化により大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。	
	・土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。	
	・排出ガス対策型の車両や機械を採用する。	
	・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。	
【騒音、振動の防止】		
・著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。		
・低騒音・低振動型の建設機械を採用する。		
・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。		
水環境	留意すべき地域の概況	河川・湖沼に隣接する
	【水質汚濁の防止】	
	・工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。	
	【水循環の保全】	
・水田や地下水・湧水を保全する。		
・掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。		
地形・地質	留意すべき地域の概況	丘陵である
	【環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避】	
	・地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、近い将来活動する可能性のある活断層の区域の改変を出来るだけ避ける。	
	【改変面積の最小化】	
	・工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。	
・工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。		
・法面の勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。		

野生動植物	留意すべき地域の概況	里山の地域である 希少種であるサシバ、オオタカ、アカハライモリ、ツチガエル、ゲンゴロウ、マルタニシ、オオムラサキが生息している可能性がある
	【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】	
	・自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変を出来るだけ避ける。	
	【野生動植物の生息・生育空間の保全】	
	・回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な植物を生育適地へ移植する又は生育地を創出し移植する。 ・回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な動物を生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。	
景観	留意すべき地域の概況	飯田市街地を眺望できる位置である
	【すぐれた景観の保全】	
	・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。	
文化財等	留意すべき地域の概況	周知の埋蔵文化財包蔵地がある
	【文化財等への配慮】	
廃棄物・建設残土	・原則として史跡・名勝・天然記念物の指定地内への立地は避ける。また、史跡等の周辺や埋蔵文化財を包蔵する可能性の高い土地への立地を出来るだけ避ける。	
	【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】	
	・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。	
	・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。	
	【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】	
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。	
	【資源の有効利用】	
	・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設污泥改良土等再生資材の利用に努める。	
日照障害・電波障害・光害	【環境への負荷の少ない機械の利用等】	
	・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・アイドルストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。 ・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。	
【日照障害への配慮】		・日照障害が生じないように施設の配置や構造、形状等に配慮する。

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	野生動植物	事業計画周辺には、次の希少種が生息している可能性があるため、それらの生息が確認された場合は、生息や繁殖への影響を回避又は低減してください。 ・サシバ ・オオタカ ・アカハライモリ ・ツチガエル ・ゲンゴロウ ・マルタニシ ・オオムラサキ	工事実施にあたり、生息状況調査を実施し、生息が確認された場合は、専門家等の意見を聞きながら対策を検討の上、影響の回避又は低減に努めます。
2	文化財等	南の組久保田遺跡、南の組塚平遺跡など周知の埋蔵文化財包蔵地があるため、それらの保護について、飯田市教育委員会と十分に協議をし、発掘調査等の必要な保護を図ってください。	工事実施にあたり、飯田市教育委員会と協議し、発掘調査等の保護に努めます。